

第6章 生活保護

第6章 生活保護

第1節 生活保護の動向

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和25年に実施に移されました。生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給され、社会保障の最後のセーフティネットとされています。

全国の生活保護受給者数は、平成7年を底に増加に転じ、平成27年3月に過去最高を記録しましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年3月時点の生活保護受給者数は、約204万人、保護率16.3%（人口に対する生活保護受給者数の割合 パーミル：千分率）となっています。世帯類型別では、高齢化により高齢者世帯の割合は一貫して増加傾向にあります。

世界金融危機以降の生活保護受給者の増加等を背景に、生活保護制度の見直しと、生活保護に至る前の自立支援策の強化が課題となり、平成25年12月に生活保護法の一部が改正されるとともに、生活困窮者自立支援法が制定されました。生活困窮者自立支援法は、平成27年4月に施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととしています。

平成30年6月には生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されるとともに、生活保護制度が見直され、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置が講じられました。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する様々な支援策の効果もあり、生活保護受給者数が増加に転じることはありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響は長期化しており、生活に困窮される方の増加が予測されます。必要な方に適正かつ迅速に保護を実施するとともに、引き続き、就労支援、不正受給の防止、医療扶助の適正化、生活習慣病の重症化予防、自立支援プログラムの活用等、生活保護受給者の自立に向けた各種支援に取り組んでいきます。

第2節 生活相談の現況

1 生活相談

最近5年間の生活相談の処理状況は表1のとおりです。

表1 生活相談の状況

(単位:件・%)

年度	相談件数 (A)	申請件数 (B)	申請率 (B/A)	開始件数 (C)	開始率 (C/B)	却下 件数	取下げ 件数
平成 29	473	266	56%	257	97%	4	5
30	512	269	52%	261	97%	5	4
令和 元	558	240	43%	232	97%	4	5
2	689	221	32%	207	94%	14	2
3	748	264	35%	252	95%	12	1

(注) 相談件数は実件数で計上。

2 相談内容

令和3年度における相談内容とその処理状況は表2のとおりです。

相談内容は、高齢による生活困窮の相談が180件であり、交通費等の困窮者を除く全体比で24%の割合を占めています。また、傷病・障害世帯は160件(22%)で、ともに高い割合となっています。

また、交通費等の困窮者を除く住所不定者からの相談は6件となっています。

一方、相談処理のうち、他法他施策の活用と何らかの助言対応ができた結果、当面の問題が解決したケースは484件となっております。

表2 相談内容と処理状況

(令和3年度)

処理 相談内容	① 申請受理件数	② 相談助言件数	他法・他施策等の活用助言（重複あり）											小 計	① + ②
			生活 困窮者 自立 支援法	児 童 福 祉 法	女 性 ・ 母 子 福 祉	各 種 保 険 ・ 年 金	福 祉 資 金 貸 付	法 外 援 護 支 給	ハ ロ ー ワ ー ク 等	シ ル バ ー 人 材	医 療 ・ 保 健 機 関	親 族 へ の 相 談	資 力 活 用 他		
傷病・障害	85	75	4	0	0	3	1	0	0	0	1	10	71	90	160
高齢者世帯	101	79	6	0	1	1	1	0	0	0	2	14	75	100	180
母子世帯	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6	9	13
失業・低収	46	29	13	0	0	0	0	0	2	0	1	4	21	41	75
医療費	2	25	1	0	0	1	0	0	0	0	4	3	24	33	27
住宅問題	3	18	5	0	1	0	0	0	0	0	0	2	17	25	21
住所不定	1	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	6	6
生活不安	1	54	3	0	0	0	3	0	1	0	3	8	52	70	55
夫等の暴力	1	7	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	7	10	8
その他	17	186	6	0	0	0	0	0	0	0	3	12	170	191	203
合 計	264	<472> 484	39	0	5	5	5	1	3	0	14	56	447	575	<736> 748

※①、②の欄 相談内容に複数の問題が内在している場合は主訴で分類

※住所不定欄 宿泊所入所者、行路病人等を計上

※生活不安欄 家庭不和、別居、家出及び先々の生活費困窮等を計上

※その他欄 交通費等の困窮者を計上

※合計欄 < >内の数値は法外援護（交通費等の困窮者）を除いた内数

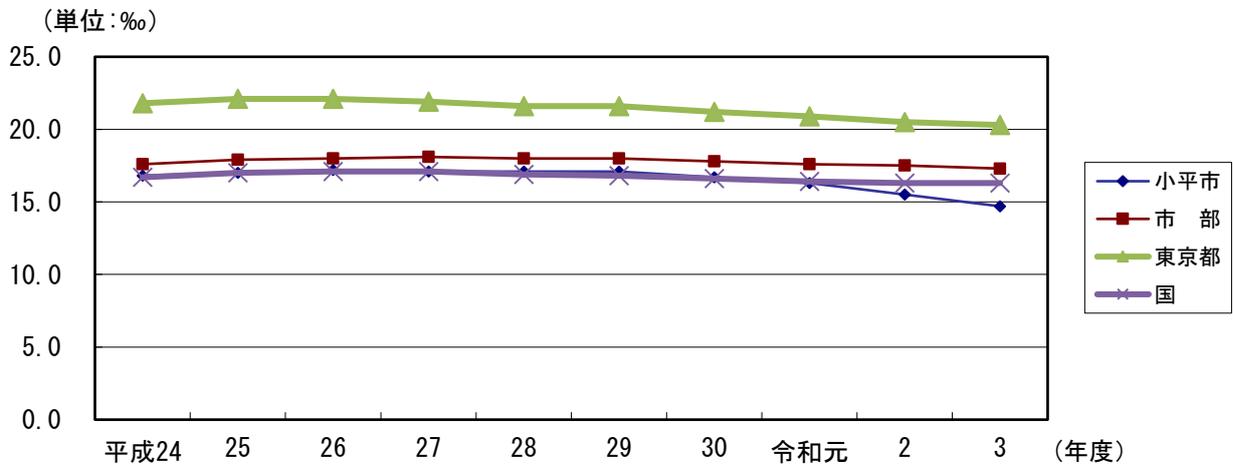
第3節 生活保護の現況

1 保護率

保護の動向は、景気の動向等複雑な要因で推移するといわれています。保護率の推移は図1、被保護世帯・人員の推移は図2のとおりです。

小平市の令和3年度における被保護世帯数は2,323世帯、人員は2,924人、保護率は14.7%で前年度と比較して世帯で59世帯の減、人員で120人の減となっています。月別推移で被保護世帯・人員数をみると増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

図1 保護率の推移（各年度平均）



(単位:%)

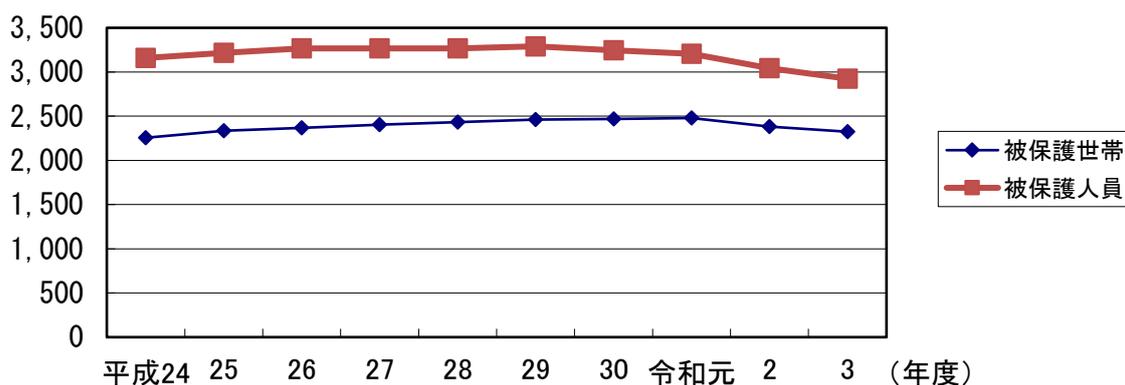
年度区分	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
小平市	16.8	17.0	17.2	17.1	17.1	17.1	16.7	16.3	15.5	14.7
市部	17.6	17.9	18.0	18.1	18.0	18.0	17.8	17.6	17.5	17.3
東京都	21.8	22.1	22.1	21.9	21.6	21.6	21.2	20.9	20.5	20.3
国	16.7	17.0	17.1	17.1	16.9	16.8	16.6	16.4	16.3	16.3

表3 保護率の月別推移

(令和3年度 単位:%)

月別区分	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	平均
小平市平均	15.1	14.9	14.9	14.7	14.7	14.7	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.7
市部平均	17.4	17.4	17.4	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	17.4	17.3
東京都平均	20.3	20.9	20.3	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.3	20.3
国平均	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.2	16.2	16.3	16.3

図2 被保護世帯・人員の推移（各年度平均）



年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
被保護世帯	2,256	2,335	2,366	2,404	2,432	2,463	2,468	2,479	2,382	2,323
被保護人員	3,159	3,216	3,267	3,266	3,267	3,290	3,245	3,205	3,044	2,924

（「厚生労働省報告例」の年度平均数値・含停止者）

表4 保護世帯・人員の月別推移

（令和3年度）

月別区分	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	平均
世帯数	2,347	2,326	2,320	2,328	2,330	2,336	2,318	2,315	2,321	2,315	2,313	2,312	2,323
人員	2,976	2,947	2,934	2,933	2,927	2,933	2,914	2,909	2,914	2,904	2,899	2,902	2,924

2 被保護世帯地域分布及び世帯構成人員

被保護世帯の地域分布は表5のとおりです。ここ数年の傾向として、貸家・貸室等の多い地区と都営住宅の多い地区での保護率が高くなっています。

また、市管内の特殊事情を反映して病院、施設入所者は、世帯で15.4%、人員で12.4%の高い割合を占めています。

次に、世帯構成人員別保護世帯の推移が表6です。単身者世帯が全体の81.7%を占めています。

表5 町別被保護世帯数

(令和4年4月1日 保護率：%)

町 丁 名	住 民 基 本 台 帳		生 活 保 護		
	世 帯 数	人 口	被保護者世帯数	被保護人員	保 護 率
総 計	94,177	195,014	1,935	2,531	13.0
中 島 町	891	1,799	40	68	37.8
上 水 新 町	2,194	4,740	12	17	3.6
た か の 台	1,010	1,938	23	24	12.4
小 川 町	12,312	24,682	225	288	11.7
栄 町	1,529	3,323	24	31	9.3
小 川 西 町	4,000	7,771	198	271	34.9
小 川 東 町	5,384	10,689	178	226	21.1
上 水 本 町	4,946	11,142	50	66	5.9
上 水 南 町	3,817	8,376	27	35	4.2
喜 平 町	3,024	5,557	63	90	16.2
津 田 町	2,357	4,852	82	115	23.7
学 園 西 町	5,750	10,556	120	139	13.2
学 園 東 町	5,324	10,099	141	176	17.4
仲 町	4,468	8,990	113	130	14.5
美 園 町	3,140	5,511	90	139	25.2
回 田 町	2,309	5,616	12	19	3.4
御 幸 町	1,232	2,770	9	12	4.3
鈴 木 町	7,371	16,664	80	96	5.8
天 神 町	2,956	6,617	52	68	10.3
大 沼 町	4,351	9,830	150	237	24.1
花 小 金 井 南 町	5,414	11,351	85	95	8.4
花 小 金 井	10,398	22,141	161	189	8.5
居 宅 計	94,177	195,014	1,935	2,531	13.0
病 院	-	-	79	79	-
施 設	-	-	274	282	-
総 数	94,177	195,014	2,288	2,892	14.8

(注) 世帯数及び人口は、住民基本台帳による数値である。

表6 世帯構成人員別保護世帯の推移

(世帯・%)

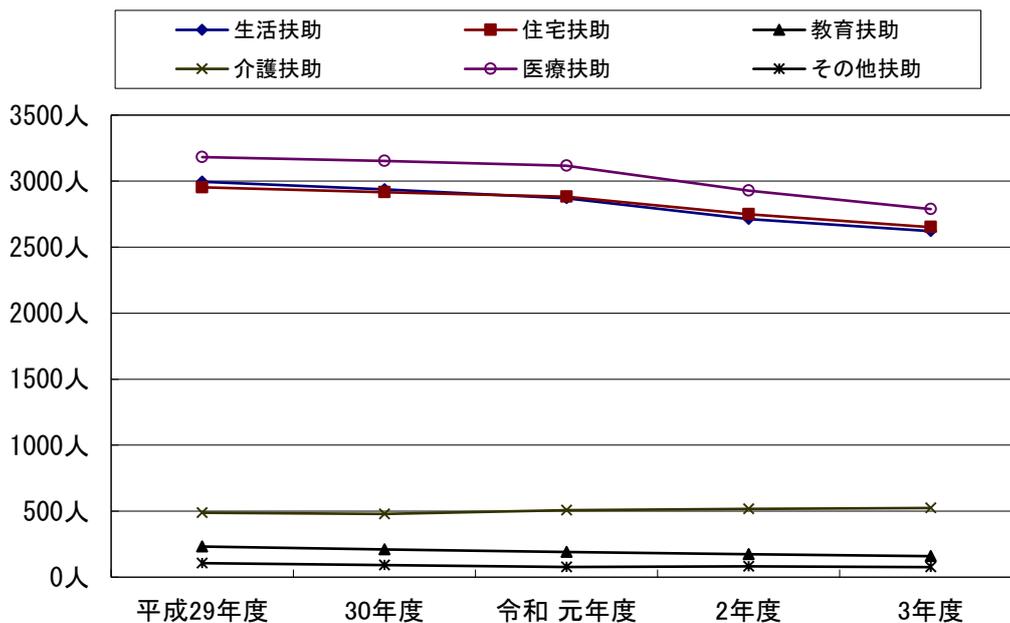
	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
1人世帯	1,936	78.4	1,930	79.0	1,979	79.7	1,897	80.2	1,890	81.7
2人世帯	350	14.2	352	14.4	352	14.2	333	14.1	301	13.0
3人世帯	104	4.2	94	3.8	93	3.8	85	3.6	71	3.1
4人世帯	50	2.0	41	1.7	33	1.3	27	1.1	33	1.4
5人世帯以上	30	1.2	27	1.1	25	1.0	24	1.0	18	0.8
計	2,470		2,444		2,482		2,366		2,313	

※人数別の世帯構成は全国一斉調査（各年度7月1日）の数字を使用

3 扶助別人員

扶助別の受給人員の推移は図3のとおりです。各扶助人員は、全般的に微減となりました。総数（令和3年度月平均人員2,924人）のうち生活扶助人員の割合は89.6%、住宅扶助人員は90.7%、教育扶助人員は5.4%、介護扶助人員は17.9%、医療扶助人員は95.3%、その他の扶助人員は2.6%となっています。

図3 扶助別保護人員の推移（月平均）



(単位:人)

年度 扶助	平成 29	30	令和 元	2	3
生 活 扶 助	2,995	2,938	2,869	2,712	2,621
住 宅 扶 助	2,953	2,915	2,883	2,750	2,651
教 育 扶 助	232	211	191	174	159
介 護 扶 助	488	479	508	516	524
医 療 扶 助	3,182	3,152	3,116	2,927	2,788
そ の 他 扶 助 (就労自立給付金含む)	106	92	77	82	76

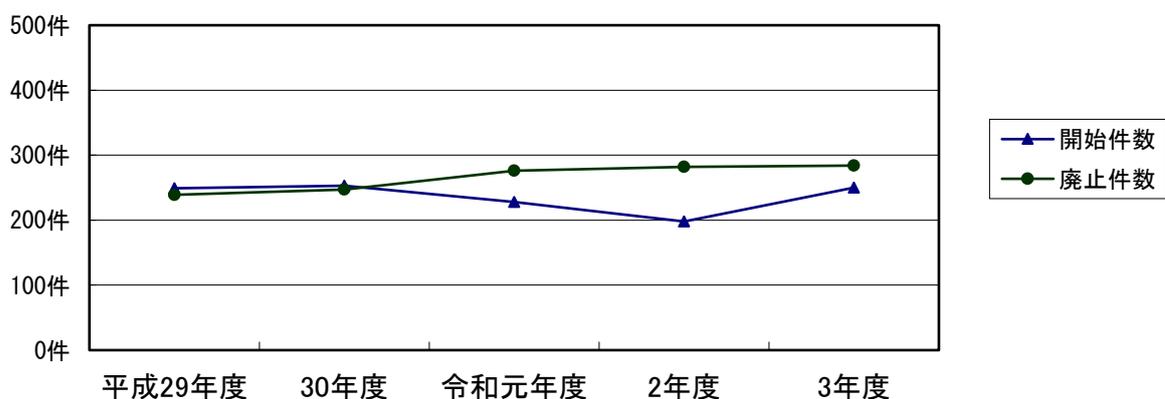
4 開始・廃止

保護の開始、廃止世帯の推移は図4のとおりです。

令和3年度は開始件数が250件、廃止件数284件となりました。

開始・廃止の理由を過去5年間で比較したのが表7・表8です。開始理由では世帯主・世帯員の傷病に起因するものが32.4%、預金等の減に起因するものが30.4%を占め、廃止理由では死亡・失踪が46.1%と最も多く、世帯の自立によって廃止となる就労収入の増加によるものは16.6%となりました。

図4 保護の開始・廃止世帯の推移



(単位: 件)

年度 区分	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
開始件数	249	253	228	198	250
廃止件数	239	247	276	282	284

表7 開始理由別世帯数構成比

(世帯・%)

年度 構成	平成 29		30		令和元		2		3	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員傷病	78	31.3	101	39.9	53	23.2	48	24.2	81	32.4
就労収入減	44	17.7	61	24.1	87	38.2	54	27.3	51	20.4
預金等減	66	26.5	48	19.0	58	25.4	60	30.3	76	30.4
転入継続	27	10.8	16	6.3	15	6.6	15	7.6	16	6.4
その他	34	13.7	27	10.7	15	6.6	21	10.6	26	10.4

表8 廃止理由別世帯数構成比

(世帯・%)

構成	平成 29		30		令和元		2		3	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員 治癒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
就 労 収 入 増	43	18.0	48	19.4	69	25.0	59	20.9	47	16.6
年 金 仕 送 増	19	7.9	9	3.7	19	6.9	22	7.8	23	8.1
死 亡 ・ 失 踪	92	38.5	110	44.5	109	39.5	116	41.1	131	46.1
そ の 他	85	35.6	80	32.4	79	28.6	85	30.2	83	29.2

5 世帯類型

被保護世帯の世帯類型別の推移は表9のとおりです。高齢者世帯が51.9%、傷病・障害者世帯が33.6%と高い割合を示し、この両方で85.5%を占めています。母子世帯と、どの類型にも属さないその他の世帯の割合は、減少しました。

表9 世帯類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総 数	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成 29	2,460	1,160	47.2	145	5.9	837	34.0	318	12.9
30	2,468	1,193	48.3	136	5.6	830	33.6	309	12.5
令和 元	2,475	1,234	49.9	130	5.2	800	32.3	311	12.6
2	2,377	1,202	50.6	122	5.1	773	32.5	280	11.8
3	2,321	1,204	51.9	110	4.7	780	33.6	227	9.8

(除 停止世帯)

- (1) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成している世帯又は、これらの者に18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
- (2) 母子世帯 現在配偶者がいない18歳から65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されている世帯。
- (3) 傷病・障害者世帯 世帯主が入院しているか、在宅患者加算又は、障害者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病、心身障害等を理由として働けない世帯。
- (4) その他の世帯 以上のいずれにも該当しない世帯。

※2つ以上の類型に該当する場合は、上記の順で上位のものを優先して記入してあります。

6 労働力類型

被保護世帯の労働力類型別の推移は表10のとおりです。働いている者がいない世帯が全世帯の82.4%を占めています。

次に、労働力類型と世帯類型を組み合わせたのが表11です。

労働力類型を主にみると、世帯主が働いている世帯では、常用勤労者が多く95.3%を占めており、その内、母子世帯が15.6%を占めています。世帯員のみが働いている世帯では傷病・障害者世帯が33.3%を占めており、働いている者のいない世帯では高齢者世帯が58.8%の割合を占めています。

世帯類型からみると、高齢者世帯の93.4%、傷病・障害者世帯の80.9%、その他の世帯の45.6%が働いている者のいない世帯であり、母子世帯の49.1%が常用勤労者となっています。

表10 労働力類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総数		稼働世帯											非稼働世帯	
			小計		世帯主が働いている世帯								世帯員稼働		
	常用勤労者				日雇労働者		内職者		その他						
世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
平成29	2,460	435	17.7	341	13.9	9	0.4	10	0.4	10	0.4	65	2.6	2,025	82.3
30	2,468	446	18.1	359	14.6	11	0.5	11	0.5	9	0.4	56	2.3	2,022	81.9
令和元	2,475	442	17.9	355	14.3	9	0.4	10	0.4	10	0.4	58	2.4	2,033	82.1
2	2,377	407	17.1	331	13.9	5	0.2	7	0.3	11	0.5	53	2.2	1,970	82.9
3	2,321	409	17.6	347	14.9	4	0.2	4	0.2	9	0.4	45	1.9	1,912	82.4

(除 停止世帯)

表 1 1 世帯類型別・労働力類型別にみた被保護世帯

(令和 3 年度 () 単身者再掲)

労働力類型		世帯類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	総 数	
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	全 体	67	54	123	103	347	
		単身者再掲	(57)	—	(116)	(74)	(247)	
	日雇労働者	全 体	1	0	2	1	4	
		単身者再掲	(1)	—	(1)	(0)	(2)	
	内 職 者	全 体	0	0	4	0	4	
		単身者再掲	(0)	—	(4)	(0)	(4)	
	その他の就労者	全 体	4	0	5	0	9	
		単身者再掲	(4)	—	(3)	(0)	(7)	
	世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		全 体	7	3	15	20	45
	働いている者のいない世帯		全 体	1,125	53	630	104	1,912
			単身者再掲	(1,025)	—	(555)	(60)	(1,640)
	総 数		全 体	1,204	110	779	228	2,321
単身者再掲			(1,087)	—	(679)	(134)	(1,900)	
構 成 比 (%)		全 体	51.9	4.7	33.6	9.8	100.0	
		単身者再掲	57.2	—	35.7	7.1	(100.0)	

7 入院・外来病類別医療扶助人員

医療扶助人員の年度別推移は表12のとおりです。総数では入院、入院外ともに微減の傾向にあります。令和3年度の月別実績は表13のとおりです。

表12 入院・外来病類別医療扶助人員推移

(単位:人)

病類別		年 度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
総	数	a (e + m)	38,181	37,823	37,392	35,118	33,451
	精 神	b (f + n)	2,471	2,355	2,544	2,150	1,930
	そ の 他	c (g + o)	35,710	35,468	34,848	32,968	31,521
単給(再掲) 総 数		d (h + p)	1,147	1,141	1,246	1,161	922
入	院	e (f + g)	3,798	4,028	6,136	4,949	4,306
	精 神	f	1,412	1,347	1,654	1,536	1,534
	そ の 他	g	2,386	2,681	4,482	3,413	2,772
単給(再掲) 小計		h (i + j + k + l)	625	611	711	654	538
医療扶助のみ	精 神	i	364	334	372	384	308
	その他	j	109	139	206	191	166
その他単給	精 神	k	130	110	85	59	48
	その他	l	22	28	48	20	16
入 院 外		m (n + o)	34,383	33,795	31,256	30,169	29,145
精 神		n	1,059	1,008	890	614	396
そ の 他		o	33,324	32,787	30,366	29,555	28,749
単給(再掲) 小計		p (q + r + s + t)	522	530	535	507	384
医療扶助のみ	精 神	q	5	15	9	0	0
	その他	r	425	407	426	425	325
その他単給	精 神	s	0	0	0	0	0
	その他	t	92	108	100	82	59

表 1 3 月別医療扶助人員状況

月	入 院								入 院 外								総合計
	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	
	医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		
	精神	その他	精神	その他					精神	その他	精神	その他					
4	28	12	5	2	47	89	230	366	0	28	0	5	33	34	2,379	2,446	2,812
5	27	13	4	3	47	92	230	369	0	28	0	5	33	33	2,353	2,419	2,788
6	28	11	4	1	44	94	210	348	0	27	0	6	33	32	2,384	2,449	2,797
7	24	14	4	2	44	105	213	362	0	30	0	5	35	32	2,360	2,427	2,789
8	24	12	3	2	41	95	225	361	0	34	0	5	39	33	2,356	2,428	2,789
9	25	12	4	2	43	96	210	349	0	23	0	5	28	32	2,383	2,443	2,792
10	25	16	4	1	46	100	208	354	0	28	0	5	33	34	2,361	2,428	2,782
11	25	17	4	1	47	101	202	350	0	23	0	5	28	33	2,375	2,436	2,786
12	25	17	4	0	46	100	208	354	0	25	0	5	30	33	2,371	2,434	2,788
1	26	14	4	0	44	102	224	370	0	27	0	5	32	33	2,339	2,404	2,774
2	26	17	4	1	48	100	217	365	0	27	0	4	31	33	2,339	2,403	2,768
3	25	11	4	1	41	104	213	358	0	25	0	4	29	34	2,365	2,428	2,786
合計	308	166	48	16	538	1,178	2,590	4,306	0	325	0	59	384	396	28,365	29,145	33,451
平均	26	14	4	1	45	99	216	359	0	27	0	5	32	33	2,364	2,429	2,788

表 1 4 生活保護の動向（総括表）

		平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	
被 保 護	世帯	2,463	2,468	2,479	2,382	2,323	
	人員	3,290	3,245	3,205	3,044	2,924	
保 護 率 (%)		17.1	16.7	16.3	15.5	14.7	
生 活 扶 助	世帯	2,228	2,214	2,196	2,099	2,063	
	人員	2,995	2,938	2,869	2,712	2,621	
住 宅 扶 助	世帯	2,189	2,195	2,199	2,122	2,078	
	人員	2,953	2,915	2,883	2,750	2,651	
教 育 扶 助	世帯	154	133	121	106	99	
	人員	232	211	191	174	159	
介 護 扶 助	世帯	468	463	492	499	513	
	人員	488	479	508	516	524	
医 療 扶 助	世帯	2,401	2,411	2,415	2,300	2,227	
	人員	3,182	3,152	3,116	2,927	2,788	
出 産 扶 助	世帯	0	0	0	1	0	
	人員	0	0	0	1	0	
生 業 扶 助	世帯	983	853	735	778	705	
	人員	1,158	978	817	853	780	
葬 祭 扶 助	世帯	79	78	73	90	96	
	人員	79	78	73	90	96	
就 労 自 立 給 付 金	世帯	20	32	41	41	37	
	人員	20	32	41	41	37	
進 学 準 備 給 付 金	世帯	—	24	12	10	10	
	人員	—	24	12	10	10	
開 始	世帯	249	253	228	198	250	
	人員	346	325	288	261	308	
廃 止	世帯	239	247	276	282	284	
	人員	317	316	346	352	337	
世帯類型	高 齢 者 世 帯	1,160	1,192	1,234	1,202	1,204	
	母 子 世 帯	145	135	130	122	110	
	傷 病 ・ 障 害 者 世 帯	837	829	800	773	780	
	そ の 他 の 世 帯	318	307	311	280	227	
労働力類型	世帯主が	常 用 勤 労 者	341	359	355	331	347
		日 雇 労 働 者	9	11	9	5	4
		内 職 者	10	11	10	7	4
		そ の 他 の 就 業 者	10	9	10	11	9
	世帯員が働いている世帯	65	56	58	53	45	
	働いている者がいない世帯	2,025	2,022	2,033	1,970	1,912	
医 療 扶 助 率 (%)		96.7	97.1	97.2	96.2	95.3	
医療扶助に占める精神の割合 (%)		6.5	6.2	6.8	6.1	5.8	
医 療 扶 助 単 給 率 (%)		3.0	3.0	3.3	3.3	2.8	
入 院 率 (%)		9.9	10.6	16.4	14.1	12.9	
入院に占める精神の割合 (%)		37.2	33.4	27.0	31.0	35.6	
外 来 に 占 め る 精 神 の 割 合 (%)		3.1	3.0	2.8	2.0	1.4	

※出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、就労自立給付金、進学準備給付金は各年度の延べ実数、
その他の数値は厚生労働省報例の年度平均数値（世帯類型、労働力類型には停止世帯を含まず）

8 自立支援プログラム

厚生労働省が、平成16年12月にまとめた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」に基づき、経済的給付を中心とする生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムが導入されています。

(1) 就労支援プログラム

就労支援プログラムとは、18歳から64歳までの稼働年齢層にある被保護者等の内、就労阻害要因がなく、就労意欲があるなどの被保護者について、就労による経済的自立の援助をすることを目的としています。

小平市では、自立支援員がハローワークと連携するなどして就労支援を実施しており、支援の状況は表15のとおりとなっています。

表 15 就労支援プログラムの実施状況

年度	支援開始者数 (A)	就職者数 (B)	就職率 (B/A)	保護者のうち 生活保護廃止 世帯数
平成 29	76	65	86%	9
30	87	77	89%	12
令和 元	88	84	95%	24
2	37	30	81%	4
3	47	40	85%	6

※ 就職者数には前年度開始者を含む

(2) その他のプログラム

就労支援プログラムのほか、「年金調査支援プログラム」、「多重債務整理支援プログラム」、「健康管理支援プログラム」及び「若年者進路支援プログラム」を作成し、実施しています。

表 16 その他のプログラムの実施状況 (令和3年度)

プログラム名	実施内容	実施結果
年金調査支援	保護受給者の年金受給資格調査を実施する。	321件の年金受給資格を調査
多重債務整理支援	多重債務等を抱えた保護受給者について、債務整理の支援をする。	30件について債務整理を支援

健康管理支援	保健師が、基本健康診査の結果やレセプト等の状況により対象者を把握し、ケースワーカーと連携し、健康相談や指導を行い疾病の予防や傷病への早期対応を支援する。	113名に対し、健康相談、指導等を実施
若年者進路支援	保護受給世帯の中・高生の進路状況を把握し、進路に沿って学習塾受講費補助等の支援を行う。	38名を支援

9 生活保護費支給

扶助別支出金額の推移は、表17のとおりです。これを構成比で表したものが図5です。

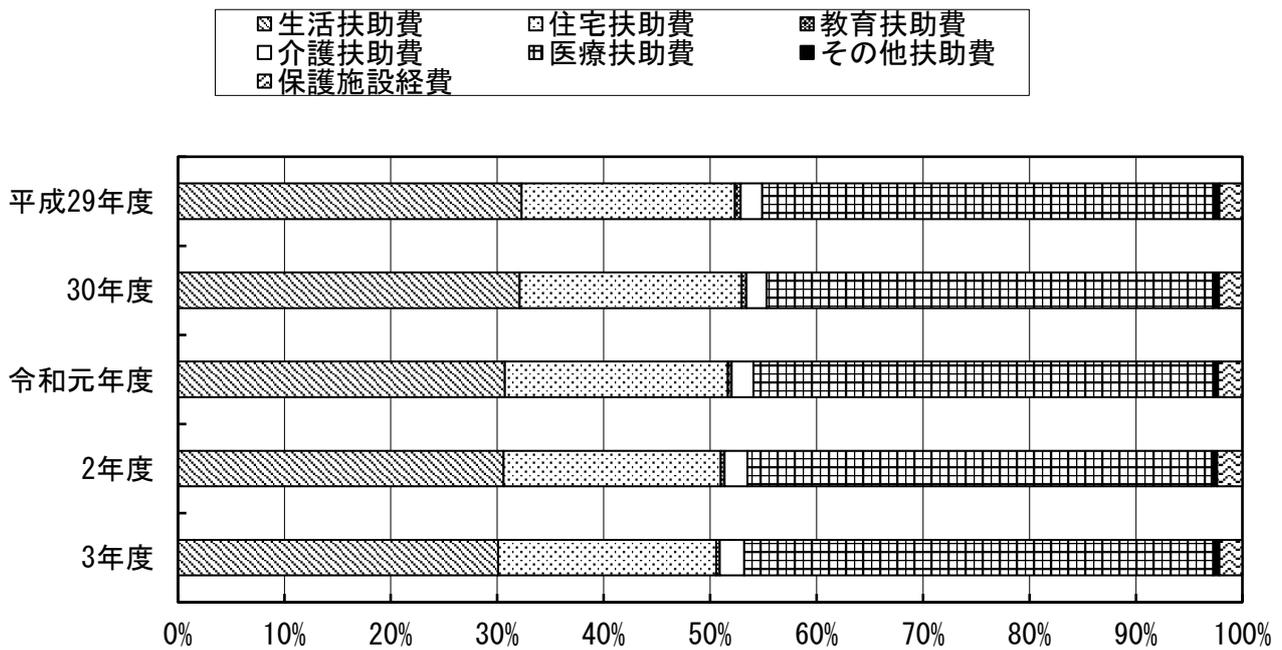
法外援護費は全体の約0.2%を占めていますが、これは第4節に後述する都と市の施策によるものです。

表17 生活保護費扶助別年度推移

(単位:円)

年度		平成29	30	令和元	2	3
扶助						
	生活扶助費	1,870,440,615	1,797,940,052	1,716,217,147	1,637,562,023	1,568,173,037
	住宅扶助費	1,161,505,130	1,167,000,738	1,171,602,954	1,090,858,698	1,067,934,010
	教育扶助費	31,269,481	25,389,341	20,238,282	19,058,061	17,299,908
	介護扶助費	117,416,897	107,743,734	113,734,396	114,557,817	119,629,024
	医療扶助費	2,454,586,066	2,346,285,768	2,413,738,903	2,333,116,228	2,297,529,375
	出産扶助費	0	0	0	5,700	0
	生業扶助費	16,353,442	12,624,695	8,429,964	8,351,617	8,059,214
	葬祭扶助費	15,177,901	14,399,744	13,314,711	15,557,839	19,148,443
	就労自立給付金	1,564,111	2,140,996	2,434,529	2,509,916	1,684,743
	進学準備給付金		2,600,000	1,400,000	1,000,000	1,000,000
保護施設	生活扶助費	14,392,082	12,519,731	12,049,671	11,874,200	10,596,971
	施設事務費	111,354,860	110,914,051	115,562,378	114,421,051	98,961,278
	施設委託費	—	—	—	1,361,000	3,560,120
法内小計		5,794,060,585	5,599,558,850	5,588,722,935	5,350,234,150	5,213,576,123
法外援護		16,976,437	15,502,317	15,076,277	12,932,518	11,787,221
総計		5,811,037,022	5,615,061,167	5,603,799,212	5,363,166,668	5,225,363,344

図5 生活保護費の支給の推移（法内扶助費比率％）



（注：その他扶助費は出産・生業・葬祭扶助費、就労自立・進学準備給付金を合わせたもの）

令和3年度の生活保護費財源内訳は、表18のとおりです。

生活保護費（法内扶助費）の4分の3を、国庫負担金として国から交付を受け、その他、居住地のない単身者（都費ケース）の入院・入所費用の4分の1を都負担金として都から交付を受けています。このほか国からは、生活保護事務を安定的かつ適正に運営するための措置として国庫補助金が交付されています。

雑入は保護費の過払い等により返還を受けた金額です。

表18 生活保護費財源内訳（令和3年度）（単位：円・％）

財源種別	決算額（円）	負担割合
国庫負担金	4,022,329,142	76.98%
国庫補助金	5,756,000	0.11%
都負担金	123,665,000	2.36%
都補助金	11,404,861	0.22%
雑入	85,087,746	1.63%
一般財源	977,120,595	18.70%
総額	5,225,363,344	100.00%

第4節 法外援護の現況

最低生活の保障は、国の責任において実施されていますが、一般世帯との格差を少しでも緩和するために自治体、社会福祉協議会が中心となって、生活保護法に基づかない援護を実施しています。これを法外援護と総称していますが、小平市、小平市社会福祉協議会、東京都で実施しているものとして次のようなものがあります。

1 小平市の法外援護

(1) 入浴料助成（生活支援課）

入浴設備がない居宅等の被保護世帯に無料入浴券を支給しています。

大人券 96 枚

(2) 固定資産税等減免（税務課等）

固定資産税を課税されている被保護世帯に対して市条例で減免規定をもうけていますが、この他にも各種の使用料、手数料の減免措置があります。

(3) 市営プール無料利用券交付（生活支援課）

令和3年度は交付を中止しました。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

(4) 家財等の処分（生活支援課）

単身の被保護者が死亡し、その人の家財等を引き取り又は処分する人がいない場合に、市が代わって処分することがあります。

2 小平市社会福祉協議会の法外援護

(1) 住所不定者等法外援護

住所不定者等に対する応急援護として金銭支給を行っています。

令和3年度は72件520,000円を支給しました。

3 東京都の法外援護

(1) 夏季健全育成費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、夏季休業中に各種の野外活動等に参加することにより、心身の健全な育成を図ることを目的に、1人当たり3,300円を支給しました。

表19

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小 学 生	3,300	91	300,300
中 学 生	3,300	59	194,700
総 計		150	495,000

(2) 学童服・運動衣購入費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、その就学を奨励し、あわせて被保護世帯の自立更生を援助するため「子どもの日」の行事の一環として、1人当たり学童服購入費 11,400 円、運動衣購入費 4,100 円を支給しました。

表 2 0

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学生（学童服）	11,400	84	957,600
中学生（学童服）	11,400	44	501,600
小学生（運動衣）	4,100	93	381,300
中学生（運動衣）	4,100	61	250,100
総 計		282	2,090,600

(3) 自立援助金支給（生活支援課）

中学校を卒業し就職する被保護世帯の生徒に対し、本人及び世帯の自立助長を図るため一人当たり 51,500 円を支給するものですが令和 3 年度は支給実績がありませんでした。

(4) 修学旅行支度金支給（生活支援課）

被保護世帯の小学校 6 年生又は、中学校 3 年生が修学旅行に参加する際に、必要とする参加支度金を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るため、小学校 6 年生に 1 人当たり 4,300 円、中学校 3 年生に 1 人当たり 8,500 円を支給しました。

表 2 1

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学校 6 年生	4,300	21	90,300
中学校 3 年生	8,500	23	195,500
総 計		44	285,800

(5) 被保護者自立促進事業（生活支援課）

被保護世帯に対し、就労支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図るため本人の申請に基づき支給しました。

表 2 2

対象事業	支 援 の 内 容	上 限 支 給 額 (円)		件 数	金 額 (円)
就労支援	就職活動用の被服費等	1人当たり	35,000	2	35,853
地域生活移行支援	高齢者等生活環境改善費 (居 宅 清 掃 費 用)	1人当たり	400,000	4	423,560
	生 活 支 援 費 (生活支援サービスヘルパー等派遣費用)	1人当たり	600,000	43	3,098,098
	住 宅 契 約 関 係 費 (鍵 交 換 費 等)	1人当たり	20,000	18	332,900
	精神科カウンセリング受診料	1人当たり	72,000	6	282,100
次世代育成支援	学 習 環 境 整 備 支 援 費	中学校3年生 高校3年生 1人当たり	200,000	36	3,926,150
		高校1、2年生 1人当たり	150,000		
		小学校1～6年生 中学校1、2年生 1人当たり	100,000		
	大 学 等 進 学 支 援 費	1人当たり	80,000	10	434,800
総 計				119	8,533,461